● 市報 取り戻そう、ふるさと石巻

UNEXE

災害臨時号 第10号 平成 23 年 8 月 1 日発行



水産都市復興への第一歩

7月12日(火)、石巻魚市場で4カ月ぶりに水揚げが再開され、水産都市復興への第一歩を踏み出しました。

ひさしぶりに並んだ新鮮な魚介類に、水産関係 者の笑顔と活気があふれていました。

◇◆◇主な内容◇◆◇

災害	手 干	慰	金	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	2
応急	急仮	設	住	宅	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	3
市和	党の)減	免	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	4	\sim	5
国	已健	康	保	険	,	後	期	高	齢	者	医	療	制	度	•	•	•	•	•	Р	6
健儿	捷•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	7
各種	重お	知	6	せ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	8



東日本大震災被災状況(7月18日現在) 死 者 3,139人 行方不明 1,012人

避難者数 3,892人 避難所数 76カ所

参考(平成23年2月末現在) 人口 162,822人 世帯 60,928世帯 ※行方不明者数について、7月6日から実態調査の人数を公表していますが、前号(7月15日発行時)には間に合いませんでした。そのため、大幅に人数が変更になっていますのでご了承願います。

災害弔慰金

災害弔慰金の額については、死亡された方と支給対象となる遺族の関係により、下記のとおりとなります。

支給順位	支給対象となる遺族		災害弔慰金の額		
1		配偶者			
2	原子された古にトープナレーブ仕当ち	子			
3	死亡された方によって主として生計を維持されていた遺族*	父母	500万円		
4		孫			
5		祖父母			
6		配偶者			
7		子			
8	上記以外の遺族	父母	250万円		
9		孫			
10		祖父母			

*主として生計を維持されていた遺族とは、次の①と②のいずれにも該当する方です。

- ①死亡された方が受給遺族の主たる扶養者であった場合
- ②受給遺族に収入が無い場合または受給遺族の所得が所得税法に規定する総所得金額で38万円(給与収入の 場合は103万円) 以下の場合

◇行方不明の方の災害弔慰金について

6月11日から受け付けを開始していますが、受け付け時には調査票や支給対象者の戸籍謄本、身分証明書、振込 口座の写し等を提出するほか、行方不明に関する申立書に記入していただきます。用紙は災害弔慰金受付窓口のほ か、ホームページからダウンロードもできます。

※申立書はあくまで災害弔慰金支給のための様式です。(他の行方不明者関連の申請には使用できません。)

問 福祉総務課(内線2456)

震災に伴う倒壊家屋・事業所等の処理

震災に伴う倒壊家屋・事業所等の解体撤去作業を開始しています。

今後も、「一般家屋解体・事業所解体・がれき類運搬申込み」「早期復興に向けた事業所等解体・がれき類運搬申 込み」については、当分の間継続して受け付けしていますので、撤去を希望の方は申し込み願います。

対象者・り災証明(全壊・大規模半壊に限る。)、被災証明を受領された方

• 中小企業事業者(中小企業法第2条に規定する中小企業者の範囲)

受付窓口 太陽生命ビル1階(市役所南側)災害廃棄物対策課・各総合支所 受付時間 午前8時30分~午後5時 ※「二次災害の発生が予想される一般家屋解体・がれき類運搬申込み」(家屋等の所有者が施工業者を選定するも の)については、7月15日(金)をもって受け付けを終了しました。

問 災害廃棄物対策課(内線6315、6316)

仮設住宅入居者の皆さまへ〔お願い〕

◇ゴミ出しルールをみんなで守りましょう

- ・ それぞれの地区の収集日の午前8時30分まで に、所定の場所に出してください。
- ・ごみは、指定した袋(半透明のごみ袋)に入れて 出してください。
- ごみの種類を確認し、決められた収集日に出し てください。

◇駐車禁止区域への駐車はやめましょう

※集会所や談話室の利用について、お気軽にお問 い合わせください。

問 仮設住宅運営管理室(内線4763·4764·4765)

8月1日から住民基本台帳カードの申請受付を再開します

受付日時 平日 午前 9 時~午後 4 時30分(祝日除く) 受付窓口 市民課 河北、河南、桃生、牡鹿総合支所 蛇田支所

住民基本台帳カードの申請には、顔写真など必要 なものがあります。詳細はお問い合わせください。 **問** 市民課(内線2313)

被災者雇用開発助成金

震災による離職者などをハローワークの紹介によ り、継続して1年以上雇用することが見込まれる労 働者として雇い入れた事業主に対して、最大90万円 の助成金が支給されます。

問 ハローワーク石巻 ☎95-0158

応急仮設住宅の建設計画

★新規申込受付及び地区変更は、6月25日付けで終了しました。

◎今回の抽選対象は下記のとおりです。なお、**入居可能世帯数につきましては、若干の変更**が生じることがありますので、ご了承願います。

※印の建設地においては、全て2DKタイプとなることから、1人世帯の方にも2DKを提供し、4人以上の世帯の方については、2DKを2戸提供します。ただし、家電等につきましては1セットのみの提供となりますので、ご了承願います。

			入居可	J能世帯数					
地区	建設地	合計	1 DK (1 人用)	2 DK (2~3 人用)	3 K (4人以上用)	完成予定	抽選予定日	抽選対象地区	
	※新成1丁目地区	15	3	7	5			旧市内東部	
本庁	大畑地区	30	未定	未定	未定	8月上旬	8月10日	その地区に居	
	卯ノ崎地区	15	未定	未定	未定			住されている方	
河南	※須江糠塚地区②	55	未定	未定	未定	8月上旬	建設終了次第	河南地区	
円用	町北地区	10	未定	未定	未定	0万上刊	建 政於] (人第	刊用地区	
雄勝	雄勝森林公園②	8	未定	未定	未定	8月上旬	建設終了次第	雄勝地区	
牡鹿	大原地区	23	未定	未定	未定	8月上旬	建設終了次第	牡鹿地区	
北庇	五梅沢地区	8	未定	未定	未定	0月工印	(年以代) (人) (分)	壮庭地区	

- ◆旧市内抽選対象地区 【東部地区】湊・鹿妻・渡波・稲井・荻浜・田代地区および当該地区に地区変更された方 【西部地区】上記「東部地区」以外の地区および当該地区に地区変更された方
- **◇今後の建設予定** 石巻運動公園(600戸)、青葉西民有地(25戸)、トゥモロービジネスタウン(200戸)、曽波神前地区(15戸)
- ◇抽選 抽選方法 公開抽選 【本庁分】市役所5階「市民サロン」午前10時30分~ 【総合支所分】各総合支所午前10時30分~
- ◇河南、河北および桃生地区の仮設住宅へ希望される方について

既に申し込みされている方で、河南、河北および桃生地区の仮設住宅に入居希望される方は、全壊・半壊を問わず随 時受け付けしています。

受付場所 市役所 5 階 下水道課(建設担当)窓口または電話 (☎95-1111(内線5718)・☎080-6059-1837)

受付時間 平日 午前 9 時~午後 4 時(祝日除く)

- **◇その他** ・被害状況が全壊の世帯を優先して抽選を行っています。
 - ・抽選時における、避難所または避難所以外の方としての優先適用はしていません。
 - 『住宅の応急修理制度』および『民間賃貸住宅の応急仮設住宅への切り替え制度』をご利用される方は、応急 仮設住宅へは入居できません。

問 建築課(内線5668)

石巻市震災被災者行政サポート事業・業務補助員募集

市では、被災された方々の雇用の場を確保するため、人材派遣会社が有期契約社員として雇用し、市役所に おいて震災に伴う各種業務の補助を行う事業を実施します。(宮城県緊急雇用創出事業)

対象者 ・震災時、石巻市内に住所を有し、その影響により離職を余儀なくされた方または求職者 (震災の影響により、内定が取り消された学卒未就職者を含む)

・震災に伴い、廃業または休業を余儀なくされ、収入が無い自営業者や農林漁業者の方

採用予定人数・8月1日~ 29人・8月22日~ 26人ほか計250人程度勤務時間・1日実働7時間45分(週休2日制。土日勤務がある場合あり)

賃 金 • 事務職 日給5,600円~+通勤手当1,000円 • 労務職 日給6,400円~+通勤手当1,000円

・特別労務職 日給8,200円~+通勤手当1,000円(必要とされる技能等に応じて賃金を支給する)

|間| 〔受託事業者〕㈱インテリジェンス(行政サポート事業担当事務局)**☎**0120−988−262(10:00~18:00)

税務課から 市税の減免等 震災に伴う平成23年度分の市税の減免等について、お知らせします。

◇個人市・県民税

区	分	減免割合	申請書の提出
お亡くなりになられた方		全部	必要なし
生活保護法の規定による生活扶助を受ける	こととなった方	全部	必要あり
障害者となった方		10分の 9	必要あり

○納税者が居住する住宅に損害を受けた場合、市・県民税が減免されます。

合計所得金額(平成22年分)	損害の程度	減免割合	申請書の提出
500万円以下であるとき	全壊	全部	
500万円以下であること 	大規模半壊、半壊	2分の1	
500万円を越え750万円以下であるとき	全壊	2分の1	 必要なし
500万円を越え750万円以下であるとさ	大規模半壊、半壊	4分の1	必安なし
750万円を切ら1,000万円以下でもスレキ	全壊	4分の1	
750万円を超え1,000万円以下であるとき	大規模半壊、半壊	8分の1	

[※]免除、減免に係る申請等は、決定次第お知らせします。

問 税務課課税管理室(内線3093~3098)

◇法人市民税

(1)平成23年3月11日において、市内に所在する事務所・事業所の全てが、市の公示する「平成23年度分の固定資 産税等の課税免除対象区域 | 内にある場合に、平成23年3月11日から平成26年3月10日までの間に終了する各事 業年度の法人市民税の均等割を免除します。

(2)法人税割の税率を、平成23年3月11日から平成26年3月10日までの間に終了する各事業年度分について、100分 の12.3とします。また、震災により受けた損失が資本・出資金の額(資本金の額または出資金の額が300万円未満) の2分の1以上の額の損害を受けた場合は、平成23年3月11日から平成26年3月10日までの間に終了する各事業 年度分の法人割額について、10%を減免します。 問 税務課税務管理室 諸税証明グループ(内線3099)

◇固定資産税・都市計画税

津波により甚大な被害を受けた区域内の土地や家屋は課税免除となります。 課税免除となる区域の指定については、決定次第お知らせします。

固定資産の区分	損害の程度	減免の割合	申請書 の提出	
住宅用地	当該住宅用地の適用に係る住家が、全壊もしくは大規模半壊または津波により床下浸水した場合	全部	必要なし	
住七用地	当該住宅用地の適用に係る住家が半壊した場合(床下浸水した場合を除く。)	10分の5	必安なし	
	浸水、土砂の流入その他の事由により当該土地の面積の10分の8以上において従前の使用ができなくなった場合	全部		
土 地 (住宅用 地ではな	浸水、土砂の流入その他の事由により当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満において従前の使用ができなくなった場合	10分の8		
しいものに 限る)	浸水、土砂の流入その他の事由により当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満において従前の使用ができなくなった場合	10分の6	必要あり	
	浸水、土砂の流入その他の事由により当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満 において従前の使用ができなくなった場合	10分の4		
農地	一部において、浸水、土砂の流入その他の事由により被害がある場合	全部		
家屋	全壊もしくは大規模半壊または津波により床下浸水した場合	全部	ひ曲まれ	
多	半壊した場合(床下浸水した場合を除く)	10分の5	必要なし	
	当該償却資産を保管等している家屋等が全壊もしくは大規模半壊、もしくは津波により床下浸水した場合または当該償却資産が価格の10分の10において価値を減じた場合	全部		
償却資産	当該償却資産が価格の10分の6以上10分の10未満において価値を減じた場合	10分の8	必要あり	
[以]]] [] [] [] [] [] [] [] []	当該償却資産を保管等している家屋等が半壊又は当該償却資産が価格の10分の4以上10分の6未満において価値を減じた場合	10分の6	処安のり	
	当該償却資産が価格の10分の2以上10分の4未満において価値を減じた場合	10分の4		

- 都市計画税は、課税免除または全額減免となりますので、実質的に税金は発生しないことになります。
- ・減免は、り災状況に応じて減額後の税額で納税通知書を送付しますが、一部、納税者の皆さまからの申請により 滅免が可能となる場合があります。詳しくは、納税通知書に案内チラシ等を同封しますのでご確認願います。また、 各税の減免申請の受付開始時期については、決定次第お知らせします。

間 税務課課税管理室 家屋グループ(内線3112~3199) 土地グループ(内線3122~3124)

市税の納税通知書 震災で送付が遅れている平成23年度の各市税の納税期についてお知らせします。

対象となる市税	期別	変更となる納期限	税務証明書 発行開始年月日		
	第1期	平成23年9月30日			
平成23年度分	第2期	平成23年11月30日	亚世纪在0月1日		
個人市・県民税(普通徴収)	第3期	平成24年1月31日	- 平成23年9月1日		
	第4期	平成24年4月2日			
	第1期	平成23年10月31日			
平成23年度分	第2期	平成24年1月4日	平成23年10月1日		
固定資産税、都市計画税	第3期	平成24年2月29日	(予定)		
	第4期	平成24年4月2日			
平成23年度分 軽自動車税		平成23年8月1日	平成23年7月12日		
平成23年度分		10回目以降の納期限を3カ月3			
個人市・県民税(特別徴収)納期限延長	年度1回目の納期限も、7月から10月に延長しています。				

◇納付忘れはありませんか?

平成23年2月28日納期の平成22年度の固定資産税4期、後期高齢者医療保険料8期、介護保険料6期、市県民税随期、法人市民税2月分の督促状について、震災の影響により発送を先延ばしとしていましたが、改めて8月19日(金)に発送します。納付忘れの場合は、早めに最寄りの金融機関もしくは市役所3階税務課および各総合支所・各支所(稲井、荻浜を除く)窓口で納付していただくようお願いします。また、震災等により納付書を紛失された方は、税務課までご連絡願います。 間 税務課収納管理室(内線3145~3148)

震災に伴う国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免

震災により被災した世帯で、次のいずれかに該当する場合は、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料が減免となります。

申請には、減免理由によって必要な書類、印鑑を持参して申請してください。

	減免理由	減免割合	申請に必要な添付書類
1	主たる生計維持者が死亡した場合	全 額	死亡診断書、死体検案書等
2	主たる生計維持者が重篤な傷病を負った場合	全 額	医師の診断書
3	主たる生計維持者が障害者となった場合	全 額	身体障害者手帳等
4	主たる生計維持者が行方不明となった場合	全 額	行方不明であることを理由とし
(5)	主たる生計維持者以外の世帯員が行方不明となった場合	行方不明者に係 る保険税の全額	て、災害給付等の支給を受けた ことが分かる書類の写し等
6	主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給 与収入のいずれかで10分の3以上の減少が見込まれる場合 ※非自発的失業者の軽減措置に該当する方は減免の対象外 となります。(国保税のみ)	減少する割合と 前年所得に応じ て10分の2から 全額	被災証明書と主たる生計維持者の 前年の収入の種類、収入金額およ び所得金額がわかる書類ならびに 世帯に属する全ての被保険者の 前年の所得がわかる書類
7	住居が全壊した場合	全 額	り災証明書
8	住居が大規模半壊または半壊した場合	半額	ソ火証明音
9	福島原発の事故により避難指示等の対象となっている場合	全額	避難指示等の対象地域に住所を 有していたことが確認できるもの

- ※③は後期高齢者医療保険料の方は減免対象外です。
- ◎次の要件に該当する方は申請の必要がありません。
 - ・①から④および⑨の理由で既に医療機関受診時の一部負担金免除証明書の交付を受けた方
 - ・⑦、⑧に該当する方(本市のり災証明書の交付を受けている方)ただし、⑧に該当する方で他の理由に該当する方は申請が必要となります。

【減免申請受付】 平成22年度分 8月8日(月)から 平成23年度分 9月16日(金)から

【減免適用期間】・国民健康保険税 平成23年3月11日から平成24年3月31日までに到来する納期に納付すべき保険税額のうち、平成22年度分(平成23年3月分)と平成23年度分の保険税が対象となります。

・後期高齢者医療保険料 平成23年3月11日から平成24年3月31日までに到来する納期に納付すべき保険料額の うち、平成22年度第9期分(平成23年3月納期分)と平成23年度分の保険料が対象となります。

※減免の適用を受けた方で、すでに納付済みの保険税・保険料がある場合は還付の通知を後日送付します。

|**申|•|問|** 保険年金課(内線2337•2338•2339•2342) • 各総合支所市民生活課

被災された国民健康保険および後期高齢者医療制度の被保険者の皆さまへ

7月からの病院受診時には、一部負担金等免除証明書が必要です。手続きはお済みですか?

引き続き申請受付を行っていますので、対象の方でまだ手続きを行っていない方は、早めに手続きをお願いします。また、次の方についても手続きが必要です。

①雇用(失業)保険の受給が終了した方

免除を申請する理由の「大震災により主たる生計維持者が失業し、現在収入が無いため」に該当する方については、 雇用(失業)保険受給中は対象になりませんが、受給期間が終了した場合には、免除の対象となります。

②公費負担医療を受けている方

重・中度心身障害者医療費助成や子ども医療費助成などの公費負担医療を受けている方で一部負担金等の免除に該当する方は、免除が優先となります。

③マル学保険証を使用している方

大学などに修学するため他市町村に住所を有しているが、石巻市の国民健康保険に加入している方(マル学)は、扶養義務世帯の被災状況に基づき認定を行うことになります。

※すでに交付を受けている方は、破棄・紛失・破損等に注意してください。

申・問 保険年金課(内線2345・2349・2343)・河北・河南・桃生・北上・牡鹿総合支所市民生活課

限度額適用認定証等の更新は8月3日(水)から受け付けします

○国民健康保険限度額適用認定証

70歳未満の方が入院した場合、「限度額適用認定証」(70歳から74歳の方で市民税非課税の世帯は「限度額適用・標準負担額減額認定証」)を医療機関に提示することで、入院時の医療費の減額などを受けることができます。

現在認定証をお持ちの方は有効期限が7月31日までですので、改めて手続きが必要になります。

持参するもの ・印鑑 (認め印) ・国民健康保険証

・入院日数のわかる領収書など

(限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けていた方で認定期間中に90日以上入院された方のみ)

○後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

後期高齢者医療被保険者証をお使いの方(世帯全員が市民税非課税の方)が入院した場合、限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関に提示することで、入院時の医療費および食事代の減額などが受けられます。入院の際には認定証が必要ですので申請してください。

持参するもの ・印鑑 (ゴム印を除く) ・後期高齢者医療被保険者証

・ 入院日数のわかる領収書など

(限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けていた方で認定期間中に90日以上入院された方のみ) なお、7月31日が有効期限の認定証をお持ちの方で、8月1日以降も認定要件を満たしている方には、8月上旬に新しい限度額適用・標準負担額減額認定証を送付します。8月以降に医療機関に入院の際には、保険証と一緒に医療

○後期高齢者医療被保険者証の更新

機関の窓口へご提示ください。

後期高齢者医療制度の被保険者証(保険証)は、8月1日が更新日になっています。新しい保険証は、7月下旬に 郵送していますが、避難中などの理由により、保険証が届いていない場合はお問い合わせください。

また、今回の更新に伴い、保険証の色が、これまでの緑色からオレンジ色に変わります。8月1日以降に病院・薬局等医療機関で受診される際には、オレンジ色の保険証を忘れずに提示してください。

申•間 保険年金課(内線2345•2349•2343)•各総合支所市民生活課•各支所

児童扶養手当、母子・父子家庭医療費助成などの更新手続きを忘れずに

現在、児童扶養手当、特別児童扶養手当、母子・父子家庭医療費助成を 受けている方は、毎年1回現況届(所得状況届)の提出が必要です。

該当する方には通知しますので、忘れずに手続きをしてください。

(手続きされない場合は、手当を受給できなくなったり、受給資格を失ったりする場合があります)

受付期間 8月12日(金)から26日(金)までの間の指定された日 (土日は除く)

受付会場 通知書に記載された会場となりますので、確認願います。

※これから新たに申請する方は、随時受け付けます。

今月は児童決養手当の 支給月です

児童扶養手当受給者で全部支給者および一部支給者について、4月から7月までの4カ月分を8月11日(木)に指定の口座へ振り込みます。

結核・肺がん検診(石巻地区のみ)

対象者 40歳以上の方

8月11日(木)から実施します。申し込みされた方には、順次検診票を送付しますので、日程等を確認の上、受診してください。対象者で申し込みをしていない方でも、直接、会場にお出でいただければ受診できます。

保健区	とき	ところ	受付時間
		澤田会館	10:00~10:30
	11日(木)	折立ポンプ置場	11:00~11:20
		マルカ産業(志ノ畑)	13:30~13:50
渡波	12日(金)	流留集会所	10:00~11:00
100 100	14日(亚)	三楽そろばん(垂水町)	13:30~14:30
	23日(火)	黄金浜会館前	10:00~11:00/13:30~14:30
	24日(水)	創価学会石巻平和会館	10:00~11:00/13:30~14:30/18:00~19:00
	25日(木)	渡波小学校	10:00~11:00/13:30~14:30/18:00~19:00
	18日(木)	青葉会館	10:00~11:00/13:30~14:30/18:00~19:00
釜•	19日(金)	本草園会館	10:00~11:00
大街道	19日(並)	創価学会石巻文化会館	13:30~14:30
人均坦	22日(月)	ヨークベニマル大街道店	10:00~11:00/13:30~14:30/18:00~19:00
	26日(金)	やまや大街道店裏駐車場	10:00~11:00/13:30~14:30/18:00~19:00
	29日(月)	総合体育館第二駐車場(北鰐山墓地北側)	9:30~11:00/13:30~14:30
	30日(火)	日和山会館	10:00~11:00/13:30~14:30/18:00~19:00
石 巻	31日(水)	保健相談センター	10:00~11:00
	31 FI (VV)	市図書館	13:30~14:30
	9月5日(月)	中央公民館	9:30~11:00/13:30~14:30/18:00~19:00

問 健康推進課(内線2413)

子宮がん検診(石巻地区のみ)

対象者 20歳以上の女性

8月8日(月)から実施します。

申し込みされた方には、順次検診票を配布しますので、検診期間・指定医療機関を検診票で確認の上、受診してください。対象者で申し込みしていない方でも、ご連絡いただければ検診票をお送りします。

※対象年齢は平成24年3月31日現在を基準としています。間 健康推進課(内線2414)

子宮頸がん予防接種

子宮頸がん予防ワクチンの全国的な供給不足のため、接種 の差し控えが行われていましたが、ワクチンの供給量が確保 され、接種が可能となりました。

ワクチン接種対象者の中学1年生から高校2年生の女子 の方で接種を希望される方は、指定医療機関に予約の上、接 種してください。

なお、1回目の接種は、9月30日までに終了されますようお願いします。(年度内に3回接種が完了できなくなります)

問 健康推進課 (内線2415)

ご自身の心をケアしましよう 講演「震災後の心のケア」と心と体のほぐし「タッピングタッチ」

震災による心のケアについて、専門の先生から具体的なお話を聞くことができます。

また、心と体の緊張をほぐすケアの実践をします。ぜひ、ご参加ください。

と き 8月19日(金)13:30~15:30 ところ 保健相談セン

ところ 保健相談センター 3 階講義室 定員 150人

講師 こだまホスピタル副院長 虎岩 武志先生 こころの相談室マインドケア主宰 志摩 茂子先生

申・問 健康推進課 **☎**94-9132

とき	ところ	担当	問		
8月12日(金) 13:30~	河北総合支所	大江加寿子先生	河北 保健福祉課 ☎62-2117		
8月25日(木) 13:00~	市役所 2 階 相談室 A	今野 廣子先生	健康推進課 2594-9132		
8月26日(金) 13:00~	河南母子健康センター	樋口 広思先生	河南 保健福祉課 272-2094		

★医師による心の相談 8月24日(水)13:30~16:00 保健相談センター

問 東部保健福祉事務所☎95-1431

★こころの電話相談(平日) 10:00~16:00 ☎94-9131·☎94-9132

★仙台いのちの電話(24時間年中無休) ☎022-718-4343 毎月10日「自殺予防いのちの電話」(8:00~翌朝8:00) ☎0120-738-556

情報プラザ休館のお知らせ

このたびの震災により、平成23年度に予定してい た事業の中止および休館についてお知らせします。 利用者の皆さまには大変ご不便をおかけしますが、

ご了承願います。

なお、ISP業務(インターネット外部接続サービ ス) については、例年どおりの利用更新手続きがで きない状況にありますが、更新手続きを行わなくて も利用できる状況となっています。(更新利用者の 平成23年度使用料は、全額免除となります)

間 情報政策課 情報プラザ担当(内線4268)

もうすぐお盆です

お盆は、マイカーで墓参される方が多く、石巻霊 園内の道路が大変混雑します。駐車禁止区域への駐 車は避けて、管理事務所前にある駐車場をご利用く ださい。なお、駐車禁止区域外の路上は全区域「片 側駐車」となります。

| 霊園行き無料バス | 8月13日(土)・14日(日)

※無料バスは、時刻表をご確認の上、ご利用ください。

(行き)

時刻 表

停留所名	108	200	300	408	500	608
石 巻 駅 前	6:00	7:40	9:20	11:00	13:30	15:10
中央三丁目	6:05	7:45	9:25	11:05	13:35	15:15
住 吉 町	6:07	7:47	9:27	11:07	13:37	15:17
㈱ミヤコーバス石巻営業所	6:08	7:48	9:28	11:08	13:38	15:18
大 橋 通 り	6:09	7:49	9:29	11:09	13:39	15:19
開北橋	6:10	7:50	9:30	11:10	13:40	15:20
霊園ロータリー前	6:15	7:55	9:35	11:15	13:45	15:25
3-4区墓域前	6:25	8:05	9:45	11:25	13:55	15:35

(帰り)

停留所名	108	200	300	408	508	601
3-4区墓域前	7:05	8:45	10:25	12:05	14:35	16:15
霊園ロータリー前	7:15	8:55	10:35	12:15	14:45	16:25
開 北 橋	7:20	9:00	10:40	12:20	14:50	16:30
大 橋 通 り	7:21	9:01	10:41	12:21	14:51	16:31
㈱ミヤコーパス石巻営業所	7:22	9:02	10:42	12:22	14:52	16:32
住 吉 町	7:23	9:03	10:43	12:23	14:53	16:33
中央三丁目	7:25	9:05	10:45	12:25	14:55	16:35
石 巻 駅 前	7:30	9:10	10:50	12:30	15:00	16:40

問 環境課(内線3363·3364)

人権擁護委員による無料人権相談

8月	2 日(火)	午前10時~午後3時	桃生公民館
	3 日(水)		特別養護老人ホーム「雄心苑」地内
	5 日(金)		市役所2階相談室A·B

問 法務局石巻支局 **☎**22-6188

郵便物の転送手続き

最寄りの郵便事業株式会社支店または郵便局に備 え付けの転居届のはがきに、必要事項を記入押印し、 最寄りの郵便事業株式会社支店または郵便局窓口に、 本人を確認できる書類(運転免許証、各種健康保険 証など)と一緒に提出してください。

引っ越し後1年間は旧住所宛の郵便物が新住所に 無料で転送されます。1年後、再度転居届を提出す れば更新可能です。

インターネットでの手続き

http://welcometown.post.japanpost.jp

※申し込みの際は、Eメールアドレスが必要(携帯電 話のメールアドレスは不可)

※本人確認のため、届出人の携帯電話機が必要(PHS 不可) 問 郵便事業株式会社 石巻店 ☎95-5020

生命保険協会から

家屋等の流出・焼失により生命保険に関する手掛 かりがない方のために、生命保険協会に加盟する全 ての生命保険会社(47社)に対し、ご契約の有無に 関する調査を依頼する災害地域生保契約照会セン ターを運営しています。加入している生命保険会社 が不明な場合は同センターまでご連絡ください。全 ての生命保険会社におけるご契約の有無を調べるこ とができます。

災害地域生保契約照会センター ☎0120-001731 (開設は平日午前9時~午後5時)

なお、このたび法務省より、被災された方でご遺 体が発見されていない方についての死亡届の取り扱 いが公表されています。

生命保険会社は、この取り扱いを受け、保険金の 支払いの準備をしています。ご不明な点はご加入の 生命保険会社にお問い合わせください。

「群読会~声をきかせて~」を開催します。

と き 8月7日(日)午後3時15分~4時 ところ 図書館1階

皆さまのご来館をお待ちしています。

問 図書館 ☎93-8635

かなんクロスカントリー大会中止について

震災の影響により、今年度のかなんクロスカント リー大会は中止となりましたので、ご了承ください。

問 遊楽館 ☎ 72-3561

石巻市役所 〒 986-8501 宮城県石巻市穀町 14-1

ホームページ http://www.city.ishinomaki.lg.jp/ 編集/発行 石巻市企画部秘書広報課(内線 4025) **T** 0225-95-1111 fax 0225-22-4995 次回発行は8月15日の予定です。 印刷/㈱松弘堂